障害者差別解消法について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　野澤和弘（毎日新聞論説委員）

○差別とは何か

　「障害者差別」と聞いて人々はどんな場面を思い浮かべるだろうか。障害を理由に解雇されたり賃金を下げられたりする。障害があるというだけで普通学級に通わせてもらえない。障害者にはアパートの部屋を貸さない。電車やバスの利用を拒否される……。例を挙げ出すと切りがなくなる。あらゆる生活の場面で障害のある人たちは差別的な扱いをされてきたといっても過言ではない。

　教育を受け、働き、社会でさまざまな活動をするという普通の人であれば当然に手にする権利が障害者だからという理由だけで不当に制限されてきたのである。そうした差別を解消し、障害者が社会参加して幸福を追求できるようにすることを目的に障害者差別解消法は作られた。

　差別の概念や種類をめぐってはさまざまな説があるが、２０１３年の通常国会で成立した障害者差別解消法（１６年施行）では「差別的取扱い」「合理的配慮義務違反」の二つが差別の類型として規定されている。

　国や地方自治体など公的機関（国公立の学校や福祉施設などを含む）は二つとも法的義務とされているが、民間事業者については差別的取り扱いのみを法的義務とし、合理的配慮義務は「私的自治」に配慮して努力義務にとどめた。ただし、同時に成立した改正障害者雇用促進法では民間企業であっても雇用の場については合理的配慮を法的義務としている。

　「差別的取り扱い」とは、冒頭に挙げたいくつもの例のように障害を理由に障害のない人と区別して不利な扱いをすることをいう。これに対して、「合理的配慮」とは個別具体的な場面で障害者の特性を理解して必要な配慮をすることをいう。障害者を障害のない人と同じように処遇しないことが差別になるだけでなく、場面によっては障害のある人に別の異なる処遇をしないことも差別であるというのである。

　障害を理由に入社試験を受けさせなかったり解雇したりすることは典型的な「差別的取扱い」だが、採用した車いすの障害者を段差だらけで車いす用トイレのない事業所に配属したとしたら、その人はそのような職場で長時間働くことが難しいだろう。また、聴覚障害のある従業員に対して手話や要約筆記のない会議に出るよう命じても、議論の中身が理解できなければ実質的に会議に参加しているとは言えないだろう。こういう場面では会社側がトイレのいくつかを車いす用に改修したり、手話や要約筆記ができる人を補助に付けたりすることが求められる。会社側は合理的な範囲でそうした配慮をする義務を負うのである。

　合理的配慮はあらゆる障害者があらゆる場面で求めることができるもので、この法律の目玉であり、障害者の社会参加を進めていくための切り札となるだろう。

○労働

　合理的配慮について最も注目され議論が行われているのは雇用の場かもしれない。２０１３年春から民間企業に対する法定雇用率が２・０％に引き上げられたのを期に、知的障害や精神障害の人の一般就労は著しく伸びている。しかし、職場に定着できずに早期に退職する例も少なくはない。企業側からは「知的障害や精神障害の人は指導するのが難しい」との声を聞くことがあるが、それは企業側に彼らの障害特性を理解した上で必要な合理的配慮をすることができていないからではないかとも言える。彼らが就職した職場で能力を伸ばし安定した雇用を継続するためには、企業側の合理的配慮が重要なカギを握っているのである。

　身体障害者に対する合理的配慮は段差や車いす用トイレ、点字や手話など見た目でわかりやすいが、知的障害や発達障害、精神障害の人にとっての合理的配慮は職場内の環境だけでなく、勤務形態や他の従業員の障害に対する理解など見た目ではわかりにくいものが多い。

　発達障害や精神障害の特性を理解するための職員への研修や啓発、障害者からの様々な相談に応じるための体制整備、同僚との相性に配慮した配置転換や勤務形態、ラッシュ時間を避けた勤務時間の設定など働き方の柔軟な仕組みなどが必要な場合がある。自閉症などの人には感覚過敏がある人がおり、周囲の雑音や会話によって苦痛を感じる場合には衝立やパーテーションを設置したり、混乱や疲弊した時に精神的に安定できるスペースを確保したりすることなども考えられる。

　合理的配慮は「物理的形状の変更」だけでなく「決め方・やり方の変更」や「補助手段の提供」という方法もあるのだ。フルタイムで働く正社員をモデルにした雇用契約や労務管理に慣れ親しんできた企業がどれだけ柔軟に雇用慣行を変えていけるのかが今後の課題であろう。

　また、目に見えるバリアーをなくすことはある意味では簡単と言えるかもしれない。誰が見てもバリアーであることがわかるし、なくなれば改善されたことがわかるからである。一方で、目に見えないバリアーをなくすことは難しい。周囲の人々が気づかないことが多く、苦労して改善しても周囲の人からは気づかれないからである。

　特に、障害者に対する偏見や差別的な感情といった「心のバリアー」を改善することは難しい。長年かけて築き上げられた価値観というものは、差別している側が自分でも気づかないことが多いからである。

○教育

　雇用と並んで盛んに合理的配慮が議論されているのは教育である。

　文部科学省は国連障害者権利条約や差別解消法の下での新しい教育のあり方として、「インクルーシブ教育」を推進していくことを示している。障害の有無にかかわらずできるだけ同じ場で共に学ぶことを目指しながら、その場合には学習の達成感や充実感、生きる力などを子どもたちが身につけることとしている。集団のストレスに弱く、感覚過敏のある発達障害児などに対してはきめ細かい合理的配慮をしていかないと、気づかないうちに本人にストレスがかかり、行動障害などを引き起こす場合がある。

　公的教育機関は合理的配慮が法的義務とされているため厳しい対応が求められることになるが、現実には学校や教育委員会の理解が足りないことをうかがわせる事例をよく耳にする。たとえば、ディスレクシアという学習障害の子どもは黒板の字がゆがんで読みにくく学習の遅れを招くことがある。また、小さな音でも過敏に反応してしまう発達障害の子がいる。最近は文字のゆがみを修正できるパソコンソフトや、ノイズを選別して音の感覚過敏に対応できる機器が開発され、発達障害の子たちに恩恵をもたらしているが、教師から「ひとりだけパソコンやタブレットを教室に持ち込ませるわけにはいかない」などとソフトの使用を認められないことがあるというのだ。

　学校の水道水の塩素濃度が苦手なために水を飲めないという児童もいる。母親が自宅から水筒を持たせたいと申し出たところ、教師から「ひとりだけ水筒を持ってくるのではなく、訓練して学校の水を飲めるようにします」と言われたという。食物アレルギーのある子どもに特別食が認められているのと同様に、塩素濃度に過敏に反応する子に適した濃度の水を認めるというのは、当然の合理的配慮だと思うのだが、集団主義を重んじる学校では個々の障害特性への配慮がなかなか認められない面がある。

　個性よりも横並びの協調性を重視する同調圧力の強い文化が日本にはあると思う。戦後の高度成長をもたらした工業製品の大量生産の現場では確かに忍耐や協調性が求められたのかもしれない。しかし、それだけでは産業の現場も足りなくなった。むしろ他人とは違う異能や特別な価値観が存在する多様性の中からイノベーションを起こすことが求められるようになったのである。

　合理的配慮はひとりひとりの違いや価値観を認め合い、多様性に満ちた社会を築いていく中で障害者が十分に才能を発揮し社会に参加することを目指した考えだ。障害者だけでなく、すべての子ども、すべての人々にとって必要なことだと思う。

○過度な負担と建設的対話

　国や自治体や民間事業所に対してあらゆる場面で無制限に合理的配慮が義務付けられているわけではない。会社の事業規模、事業規模から見た負担の程度、会社の財政状況、業務遂行に及ぼす影響などを総合的に考慮することや、特に中小零細企業への影響に配慮することが国会の付帯決議で定められた。中小零細企業にまでエレベーターの設置を求めたり、コールセンターや電話交換手のような業務にまで聴覚障害者の雇用や合理的配慮を求めるのは非現実的というものだろう。

　しかし、義務にはならないからといって何もしなくていいというわけではない。基本指針などでは障害者と事業者側が現実的にできることを模索するために「建設的な対話」が重要であることが示されている。

　ある大学で車いすの学生が教室の電気のスイッチとカーテンに手が届かないため、車いすに乗ったままでも手が届く位置に改修工事をしてほしいと大学側に申し出た。大学のすべての教室の電気とカーテンの改修工事をすると、少なく見積もっても数百万円は必要になる。年度途中では予算を組むことも難しい。一人の学生のためにそれを行うのは過度な負担ではないかと大学側は考えたが、学生が困っているのは事実であり何とか学生の要求に応えられる方法はないかということで学生との話し合いが持たれた。これが建設的対話である。

　すぐに多額の予算を組んで改修工事を一斉に行うことは難しいが、大学としては教職員や学生たちに車いすの学生がいかに困っているかを知らせ、この学生の手足となってサポートしようという理解啓発活動を展開しようではないかということになった。

　結果的にこの「建設的対話」は多くの面で車いすの学生に恩恵をもたらすことになった。車いすの学生が困っていたのは電気のスイッチとカーテンだけではなかったからだ。図書館では高いところにある本を手に取ることができない。キャンパスの中はさまざまなところにバリアーがある。車いすの学生の窮状を知った多くの教職員や学生たちから多くの場面でサポートの手が伸びてきたというのだ。もしも、大学側がお金をかけて電気のスイッチとカーテンの改修を済ませるだけだったとしたら、この車いすの学生は相変わらず様々な面で困っていたことだろう。

　また、現状では過度な負担と判断される場合でも、社会の状況の変化や現場での工夫によって負担が軽減されていくことはよくある。たとえば、店舗や建物の入り口に段差があるため車いすの人が入れない場合、多額の経費をかけて改修工事をすることは店舗にとって過度な負担になるかもしれないが、携帯用の簡易スロープを用意することはそれほどの負担にはならないだろう。

　障害者のことを知らず、障害者への配慮に慣れていないと、後ろ向きな心理に傾斜してしまい、よく考える前に「無理だ」と判断するのである。逆に障害者のことに興味を持って接すると、完璧な合理的配慮はできない場合でも何かしらの解決策が見つかることがよくある。「建設的対話」は障害者と社会が相互理解を進めていくツールであり、合理的配慮を広めていくための重要な端緒なのである。